

介護保険負担限度額認定証の申請について

介護保険負担限度額認定制度は、要件を満たせば介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する際に支払う居住費（滞在費）と食費について軽減する制度です。

《 負担限度額認定証の対象者 》

次の3つの要件をすべて満たす方が対象となります。

- 本人及び同一世帯員全てが住民税非課税であること
- 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること
- 預貯金等の資産の合計額が基準以下であること

配偶者がいない方・・・1,000万円以下

配偶者がいる方・・・2,000万円以下（夫婦の合計額）



《 申請方法 》

- 窓口での申請・・・大牟田市役所 福祉課 介護保険担当窓口（本庁舎1階北側）
- 郵送での申請・・・申請書の記載や押印、必要書類の添付漏れがないことを確認の上、次の送付先まで郵送してください。

【送付先】

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市役所 福祉課 介護保険担当 行

【介護保険負担限度額更新申請書在中】

《 認定証の発送時期 》

後日郵送となります。

《 注意事項 》

- 収入や世帯の状況に応じて、前年度と利用者負担段階が変更となる場合があります。
- 申請書は、大牟田市ホームページより印刷していただくか、福祉課介護保険担当窓口にてお受け取りください。

申請費必要なものは裏面に有ります ご覧下さい

《 申請に必要なもの 》

●申請書

- ・配偶者がいる方は、表面の「配偶者について」の欄を記入してください。
- ・申請書は両面あります。必ず裏面も記入してください。
- ・裏面の「照会同意書」の欄は、本人の自署であっても必ず押印が必要です。
- ・消えるボールペンは使用不可です。

●サービスを利用する方の印鑑（認印可）※シャチハタ不可

- ・配偶者がいる方は、配偶者の印鑑も必要です。

●本人及び窓口に来られる方の身分証明書類（郵送の場合は、コピーを添付して下さい。）

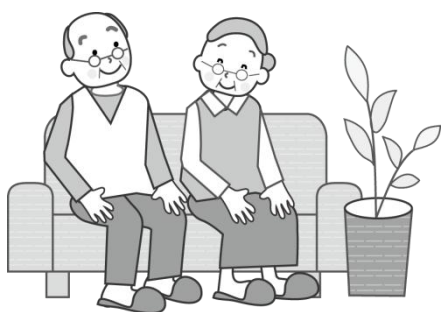
- ・本人の介護保険被保険者証
- ・窓口で手続きする方の身分確認書類（運転免許証等）
- ・本人の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類 ※お持ちの方のみ

●預貯金等がわかるものの原本又は写し（預貯金通帳のコピー等）※生活保護受給者は添付不要（郵送の場合は、コピーを添付して下さい。）

- ・預貯金等の資産の例

預貯金等に含まれる物	確認方法（必要書類）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ①銀行名、口座番号、口座名義人等が記載してあるページ ②申請日からさかのぼって2ヶ月分のお金の出し入れが記載してあるページ ・通帳等を複数所有している場合、そのすべてについて提出してください。 ・預貯金通帳は申請の前に記帳してから提出してください。 ・配偶者がいる方は、配偶者分についても同様に提出してください。
投資信託、有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し ・申請日の直近2カ月以内で「時価」がわかる部分
タンス預金（現金）	自己申告

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）



お問い合わせ先

大牟田市 福祉課 介護保険担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話：0944-41-2683 FAX：0944-41-2662